

# 教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和4年11月11日(金) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

## 議決事項

第1 議案第48号 教育委員会関係予算案に関する意見聴取について

第2 議案第49号 学校職員の出勤簿及び出勤記録整理規程の一部改正について

## 報告事項

第1 令和4年度定期監査(第1回)の結果に基づき区長等が講じた措置の公表について(資料1)

第2 寄付者への感謝状の贈呈について(資料2)

第3 第69回墨田区文化祭教育長賞受賞者への表彰状の贈呈について(資料3)

第4 学校医等の委嘱について(資料4)

## 議案第49号

## 学校職員の出勤簿及び出勤記録整理規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和4年11月11日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

高齢者部分休業制度の導入に伴い、所要の規定整備をする必要がある。

## 墨田区教育委員会訓令第3号

教育委員会事務局

区立小学校

区立中学校

区立幼稚園

学校職員の出勤簿及び出勤記録整理規程（平成12年墨田区教育委員会訓令第10号）の一部を次の表のように改正する。

令和4年11月 日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第1		別表第1	
事由	表示	事由	表示
1～30〔略〕	〔略〕	1～30〔略〕	〔略〕
31 高齡者部分休業	高部	〔新設〕	
32 育児休業	育休	31〔同左〕	〔同左〕
33～50〔略〕	〔略〕	32～49〔略〕	〔略〕
別表第2		別表第2	
事由	表示	事由	表示
1～30〔略〕	〔略〕	1～30〔略〕	〔略〕
31 高齡者部分休業	高部	〔新設〕	
32 育児休業	育休	31〔同左〕	〔同左〕
33～51〔略〕	〔略〕	32～50〔略〕	〔略〕

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から適用する。

4 墨監第 377 号  
令和 4 年 10 月 21 日

墨田区教育委員会教育長  
加藤 裕之 様

墨田区監査委員	浜田	将彰
同	井尾	仁志
同	大清水	善信
同	沖山	仁

令和 4 年度定期監査（第 1 回）の結果に基づき区長等が講じた措置の公表について（通知）

このことについて、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、下記のとおり措置結果を公表したので、通知いたします。

記

- 1 公表方法  
墨田区告示式による。
- 2 公表日  
令和 4 年 10 月 21 日
- 3 公表文  
別紙のとおり



## 墨田区監査委員公告第 4 号

令和4年度定期監査（第1回）の結果に基づき講じた措置について、墨田区長及び墨田区教育委員会教育長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和4年10月21日

墨田区監査委員	浜田将彰
同	井尾仁志
同	大清水善信
同	沖山仁

## 令和4年度定期監査（第1回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

## 監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 適切な事務処理について</p> <p>はじめに、今回の指摘事項は、いずれも過去の監査において、その改善を図るよう監査委員意見を申し述べてきたものである。特に、事業所の処務規程に係る決定権者の誤りは、昨年度の定期監査（第1回）と同じ内容を同じ事業所で指摘することとなった。また、特殊勤務手当の誤支給は、令和2年度定期監査（第2回）以降確認されていなかったが、一つの事業所において複数の職員から確認された。さらに、同一事業所から3件もの指摘事案が発生した。</p> <p>このようなミスを防止するため、本区では内部統制の整備・運用に区長がリーダーシップを発揮して全庁的に取り組んでいるが、このような監査結果になったことは、内部統制が現場の職員に浸透していないのではないかと憂慮するものである。職員一人一人が公務に従事する者として区民の負託に応えるためには、いかなる事務も軽んじることは許されない。一つ一つの事務手続を適切に処理する意識を強く持つよう徹底されたい。</p> <p>次に、指導・注意事項として、職免申請、旅行命令、補助金等の手続における誤りが、事業所や区立学校において多数見受けられた。これらの手続については、それぞれの関係部局から通知等が発出されているが、職員に十分に周知・理解されてい</p>	<p>(1) 適切な事務処理について</p> <p>教育委員会の所管施設では、指摘事項はなかったが、依然として指導・注意事項として、帳簿等の記帳漏れや記帳誤り、システム入力等の誤り等が散見された。今後とも、文書のみならず、口頭による職員への定期的な注意喚起や、チェック体制を更に強化し、組織としての再発防止策を推進していく。</p> <p>また、学校における事務処理については、毎年の監査での指導・注意項目を集計し、重要かつ起こりやすい誤り等を抽出して重点的に指導しているが、引き続き、教育委員会事務局職員が、直接学校に出向いて、チェック・助言等の指導体制を更に強化していくとともに、校長会・副校長会・事務職員会等で周知徹底を図るなど、組織的なチェック体制を強化していく。</p>

ないことがうかがわれた。適切な事務処理は、全ての公務の基礎となるものであり、組織的にチェックを行う体制の構築を望む。

もとより内部統制の目指すところは、ミスゼロにするために事務をいたずらに複雑化して非効率にすることではなく、適正な制度とチェック体制の下、ミスの防止や問題の早期発見につながるシステムを構築することである。内部統制は、まだ緒に就いたばかりである。今後またゆめぬ努力を続けていくことにより、今回のような事例を再び発生させない仕組みを確立されたい。

## (2) 施設等の安全管理について

区立学校において、消火栓の前や避難経路に障害となる物品が置かれたままになっている状況があった。物品の置き場所に苦慮しているところもあると思われるが、万一の災害や事故の発生時に避難する際、その障害物により怪我をしたり逃げ遅れたりすることがあった場合には、後悔をしても取り返しがつかない。避難経路の確保とその趣旨を周知徹底することにより、常に円滑な避難が可能となる状況を保っている必要がある。また、毒物及び劇物の管理簿への使用量の未記帳も確認された。児童生徒や利用者の安全安心のため、万全の対策に取り組まれたい。

一方、依然として長引く新型コロナウイルス感染症拡大の中で、各事業所・区立学校においては、感染防止対策が適切に実施されており職員の意識の高さを感じた。保健所と医師会等の綿密な連携による先駆的な取組とともに、区民に寄り添った対

## (2) 施設等の安全管理について

施設の安全管理については、非常口扉や屋内消火栓、消火器の前や避難経路に障害物が置かれている施設が複数あった。各施設は、利用者の安全が第一であること等について、校長会・副校長会・事務職員会等で周知徹底を図るとともに、教育委員会事務局職員が直接学校に出向いて、チェック・助言するなど、施設等の安全管理について指導を徹底していく。

また、毒物及び劇物の管理簿への使用量の未記帳についても、児童・生徒・利用者の安全安心のため、管理職等による薬品や管理簿の定期的な確認を徹底するなど、校長会・副校長会等で周知徹底をはじめ、万全の対策を講じていく。

応や配慮を絶やさぬことが、本区における感染症対策が高い評価を受けていることにもつながっていると考える。今後とも、適切な感染症対策の充実を図りたい。

## 寄付者への感謝状の贈呈について

## 1 趣旨

矢作恵美子氏から、墨田区教育委員会事務局(吾嬬第二中学校)に対して、  
琴外2件の寄付があった。このため、区長感謝状贈呈基準第1項第3号の規  
定に基づき、寄付者に対して感謝状を贈呈した。

## 2 被贈呈者

やはぎ えみこ  
矢作 恵美子

## 3 寄付物件

琴	5面(@400,000円)
琴柱	5セット(@5,000円)
譜面台	2台(@5,000円)
総額	2,035,000円



## 4 寄付物件受領日

令和4年9月28日(水)

## 5 贈呈主体

墨田区長

## 6 贈呈年月日(郵送日:寄付者の希望により郵送した。)

令和4年10月20日(木)

第69回墨田区文化祭教育長賞受賞者への表彰状の贈呈について

1 趣旨

墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理により、教育長賞を決定し、贈呈した。

2 事業名

第69回墨田区文化祭

3 主催者

墨田区、墨田区文化連盟

4 受賞者

別紙のとおり

5 贈呈年月日

令和4年11月3日

6 根拠規定

墨田区教育委員会表彰状交付基準要綱第2条第1項第5号

## 第69回墨田区文化祭 教育長賞受賞者一覧

書道の部	<small>やまかわ</small> 山川	<small>くに</small> 久仁
写真の部	<small>すずき</small> 鈴木	<small>たえこ</small> 妙子
珠算の部 (一部)	<small>いけなが</small> 池永	<small>こはる</small> 心桜
珠算の部 (二部)	<small>まつもと</small> 松本	<small>しゅうじ</small> 脩志
珠算の部 (三部)	<small>はま</small> 濱	<small>ゆうな</small> 優菜
珠算の部 (四部)	<small>おかべ</small> 岡部	<small>こゆき</small> こゆき
絵画の部	<small>のむら</small> 野村	<small>ふさえ</small> 夫佐恵
水墨画の部	<small>しんどう</small> 進藤	<small>りょういち</small> 亮一
花道の部	<small>いがらし</small> 五十嵐	<small>りょう</small> 涼

## (珠算の部について)

- 一部・・・小学校4年生以下、5級程度
- 二部・・・小学校5年生、4級程度
- 三部・・・小学校6年生、3級程度
- 四部・・・中学生・高校生・一般、2級程度

## 学校医等の委嘱について

## 1 趣旨

令和4年10月13日に両国小学校の栗原雅彦歯科医が死去したことに伴い、その後任について、本所学校歯科医会の推薦に基づき学校歯科医を委嘱した。

学校医等の委嘱は、教育委員会の議決を経る必要があるが、早急に後任者の委嘱を行わなければならない、教育委員会を招集するいとまがなかったため、教育長の臨時代理により決定し、委嘱した。

## 2 委嘱者

氏名	職名	学校名
たけい かずひこ 武井 和彦	学校歯科医	両国小学校

## 3 発令年月日

令和4年11月1日

## 4 委嘱期間

令和4年11月1日から令和5年3月31日まで

## 5 発令主体

墨田区教育委員会

## 6 根拠法令

学校保健安全法第23条